

臨床検査技師養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 教員等に関する事項			
(1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であるか	適 □ 否 □	指導要領4(1)	
(2) 専任教員の配置は適切か(各学年各学級ごと、全日制定時制は3名の兼任が可)	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第4号、指導要領4(2)	
(3) 指定規則別表第一の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち臨床検査技師、医師、又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員が6人以上いるか(1学年に2学級以上を有する養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第4号	
(4) 専任教員のうち3人以上は業務経験5年以上の臨床検査技師であるか(初年度は1名、次年度は2名とすることができる)	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第5号	
(5) 専任教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	適 □ 否 □	指導要領4(3)	
(6) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか(医師、歯科医師、臨床検査技師、高等学校教員etc)	適 □ 否 □	指導要領4(4)	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 □ 否 □		
(8) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 □ 否 □		
2 学生に関する事項			
(1) 1学級の定員は10人以上40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第6号、指導要領3(1)、H11.1.12医事第1号通知	
(2) 入学資格の審査は確実に行われているか(卒業(見込)証明書etc)	適 □ 否 □	指導要領3(2)	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適 □ 否 □	指導要領3(2)	
(4) 進級、卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	適 □ 否 □	指導要領3(3)(4)	
(5) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適 □ 否 □		
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	適 □ 否 □	指導要領3(3)	
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	適 □ 否 □	指導要領3(5)	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表の各教育分野及び指導要領別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容であるか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第3号、指導要領5(1)	
(2) 規則に定める教育課程は適切に配分されているか(各学年各学期)	適 □ 否 □		
(3) 授業の方法は、対面授業にて行っているか	適 □ 否 □	指導要領5(2)	
(4) 単位の計算方法は適切であるか(1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間)	適 □ 否 □	指導要領5(3)、(4)	
(5) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適 □ 否 □	指導要領5(5)	
(6) 夜間授業は適切であるか(照度等)	適 □ 否 □	(学校環境衛生基準)教室300ルクス以上(推奨500ルクス以上)	
(7) 合併授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)	適 □ 否 □		
(8) 同時に授業を行う学生数は40人以下であるか	適 □ 否 □	指導要領5(6)	
(9) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 □ 否 □		
(10) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業)	適 □ 否 □		

臨床検査技師養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
4 臨床実習に関する事項			
(1) 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者として、専任教員から1名以上配置しているか	適 □ 否 □	指導要領4(5)	
(2) 臨床実習を開始する前の技能修得到達度評価(臨床実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等)を1単位実施しているか。(指導要領別表3を参照すること。)	適 □ 否 □	指定規則別表第一、指導要領5(7)	
(3) 臨床実習は、昼間に行っているか	適 □ 否 □	指導要領6(1)	
(4) 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所等を実習施設として利用しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第10号	
(5) 医療機関以外の施設で行う臨床実習は総実習時間の3分の1以上を超えていないか	適 □ 否 □	指定規則別表第一、指導要領5(4)	
(6) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度としているか	適 □ 否 □	指導要領6(2)	
(7) 臨床実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させているか(複数の施設で実習をして差し支えない)	適 □ 否 □	指定規則別表第一、指導要領6(3)	
(8) 臨床実習に当たっては、指導要領別表4に掲げる行為を学生に実施及び見学させているか	適 □ 否 □	指導要領6(3)	
(9) 臨床実習のうち三単位以上は、生理学的検査に関する実習を行っているか	適 □ 否 □	指定規則別表第一	
(10) 臨床実習施設の実習指導者は、以下のいずれ要件も満たしているか ① 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力すること。 ② 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した臨床実習指導者であること。(ただし、在宅医療、内視鏡検査室で行う実習については、医師又は看護師であることを適当な実習指導者とするを妨げない)	適 □ 否 □	「臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第10号に規定する適当な実習指導者について」(令和3年10月20日3文科高第803号文部科学省高等教育局長・医政発1020第3号厚生労働省医政局長通知)	
(11) 臨床実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為において以下の事項が遵守されているか ① 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。 ② 個々の患者から同意を得た上で実施すること。	適 □ 否 □	「臨床検査技師学校養成所指定規則第2条第10号に規定する適当な実習指導者について」(令和3年10月20日3文科高第803号文部科学省高等教育局長・医政発1020第3号厚生労働省医政局長通知)	
(12) 医療機関である臨床実習施設は、各検査室毎にそれぞれ主任者が選定されているか	適 □ 否 □		
(13) 医療機関である臨床実習施設は、指導要領別表2に掲げる設備の全部又は一部を有しているか(別表)	適 □ 否 □		
5 施設設備に関する事項			
(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第7号	
(2) 実習室、図書室その他必要な施設(消毒、手洗設備etc)を有しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第1項第8号	
(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/人、実習室3.31㎡/人、かつ設備機能、内法測定)	適 □ 否 □	指導要領7(1)、(2)	
(4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備されていること	適 □ 否 □	指導要領7(4)	
(5) ロッカー(生徒と同数のロッカーを有する)又は更衣室を有しているか	適 □ 否 □		
(6) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか(原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	所有 □ 賃貸 □ 適 □ 否 □	指導要領2(6)	
(7) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 有 □ 無 □		
6 財政に関する事項			
(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	適 □ 否 □	指定規則第2条1項第12号	
(2) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されているか	適 □ 否 □	指導要領2(4)	
(3) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)	適 □ 否 □	指導要領2(5)	
(4) 入学科・授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	適 □ 否 □	指導要領8(1)	

臨床検査技師養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名

学科名及び課程名

科

課程

所在地

修業年限及び定員

年

名

作成者:	役職名	氏 名	
------	-----	-----	--

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
7 事務に関する事項			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※要領からは削除された次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること	適 ☐ 否 ☐	(学校教育法施行規則第28条)	
① 学則 ☐ 日課表 ☐ 学校日誌 ☐ ② 職員名簿 ☐ 履歴書 ☐ 出勤簿 ☐ ③ 学籍簿 ☐ 出席簿 ☐ 健康診断に関する表簿 ☐ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 ☐ ⑤ 資産原簿 ☐ 出納簿 ☐ 予算決算に関する表簿 ☐ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 ☐ ⑦ 往復文書処理簿 ☐			
(2) 専任の事務職員が配置されているか	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第1項第11号	
8 機械器具 (指導要領別表2)			
別紙	適 ☐ 否 ☐	指導要領7(5) 指定規則第2条第1項第9号	
9 標本及び模型 (指導要領別表2)			
別紙	適 ☐ 否 ☐	指導要領7(5) 指定規則第2条第1項第9号	
10 図書			
(1) 教育上必要な専門図書 (1000冊以上)	適 ☐ 否 ☐	指導要領7(6)	
(2) 学術雑誌 (10種類以上)	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第1項第9号	
11 その他の備品			
机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)	適 ☐ 否 ☐		
12 その他変更申請及び届出、報告に関する事項			
(1) 変更承認申請は変更する日の3ヶ月前までに、知事あて提出しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領2(2)	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第12条第2項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第13条	